

2019年11月18日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「少年審判手続における付添人の活動等について」

東京家庭裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 相原 佳子 (43 期)

1 はじめに

今回のテーマは「少年審判手続における付添人の活動等について」でした。付添人に関する法整備も少しずつ整い、付添人が就任する事件の割合も多くなっています。ただ、一般的に、付添人の存在や、付添人活動は知られていない状況であろうと思われます。特に、成人の刑事手続と異なる少年審判手続や、付添人には弁護士以外でも一般人が就任できること等も知られていません。そこで、東京家庭裁判所は、民間人も付添人として少年の更生に尽力している事例を紹介したいという趣旨で、上記のテーマを選定したとのことでした。

2 事例紹介

はじめに少年事件担当裁判官から少年審判手続の概要が説明され、付添人が関与する場面、つまり、観護措置、審判、試験観察といった局面における弁護人的役割活動や少年事件に特有の付添人活動について概括的な説明がありました。

その後、東京家庭裁判所少年友の会の会員から、活動報告がありました。同会員は、児童養護施設を出た後、職や住居を転々とし、食事に困って食品を万引した18歳男子少年の保護者代わりとして、付添人になった事例を報告されました。同事例では、他にも弁護士付添人が選任されており、弁護士と共同して、裁判官、調査官等と問題意識を共有して活動を実施したとのことでした。このケースでは、審判で試験観察（補導委託）の決定が出され、最終の審判では保護観察処分となったということですが、付添人活動として、両親を知らないで育った少年の保護者代わりに寄り添い、少年の帰住先として、NPO法人等を通じて居住を確保できる職場を探す等を実施したことから、少年の反省も深まるとともに将来への展望が開け、少年の更生に寄与できたことが報告されました。

3 試験観察と補導委託

その後、質疑応答になり、まず、市民委員から試験観察や補導委託について質問がありました。これは、少年事件手続独特の制度であり、試験観察は中間段階の決定であり、在宅と補導委託の2つの種類があり、

在宅では少年は家庭裁判所の調査官の指導に服し、補導委託では、家裁によって見守り教育することが期待できると判断されている補導委託先が一定期間少年を預かり、少年の生活の立て直しを支援し、その状況によって最終審判がなされることが説明されました。

4 付添人の実情

また、付添人の実情についての質問も出されています。現時点では少年鑑別所における観護決定が出されたいわゆる身柄収容の少年の95%には弁護士付添人がつくようになっていますが、観護の措置が取られていない在宅の少年には、大半付添人が選任されていないことは問題ではないかという意見もありました。ただ、これは家裁送致される事案の大半は自転車窃盗などであり、適切な注意によって再犯等には至らないことから、その場合までも、必要ではないと考えているとの説明がありました。

なお、弁護士付添人について、日本弁護士連合会の委託援助事業により、弁護士の負担で多くの件数を担っている事実を、弁護士委員の方から市民委員に説明しています。

5 付添人の依頼について

学校教育を担当している市民委員からは、ご自身の担当する高校では事件を起こした少年についても退学にするのではなく、できるだけ寄り添うようにしているとのことがあった後、今回のテーマである付添人について、どの段階でどのように依頼することができるのか等のご質問がありました。これに対しては、通常の刑事事件の弁護士依頼の他、家庭裁判所に少年が送致された段階で担当裁判官から伝えられるとの説明がありました。

6 むすび

いずれにしろ、子どもたちの更生のための活動においては、家庭裁判所や弁護士、矯正機関といった司法、行政担当者のみならず、民間人の理解や協力が重要であり、付添人活動は多方面の関係者の協力を可能とする活動でもあると感じた委員会でした。